

○総務省令第六十一号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二十二第一項第二号イ中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

附則第六条第六十四項中「第三条第二項」を「第三条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二十二第一項第二号イの改正規定は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から施行する。